

千葉県地方創生総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第1条 千葉県の地方創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の推進に当たり、様々な分野の代表や有識者から専門的及び総合的な立場からの意見を幅広く聴くため「千葉県地方創生総合戦略推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

なお、推進会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関には当たらない。

(委員の所掌事務)

第2条 推進会議の委員は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 総合戦略の推進にあたり、専門的及び総合的な立場から意見を述べること。
- (2) その他、総合戦略の推進に必要な事項。

(組織及び委員)

第3条 推進会議は、知事が選任する委員で構成する。

- 2 委員の構成は、別に定める。
- 3 委員の任期は、5年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第4条 推進会議に座長と副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は委員の互選により選任する。
- 3 座長は推進会議の議事を進行し、副座長は座長を補佐し座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて総合企画部長が招集する。

- 2 推進会議に欠席する委員は、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(会議の公開)

第6条 推進会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、推進会議の決定により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合は、この限りではない。

- (1) 千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)第8条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して審議を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営等に著しい支障が生ずると認められる場合

(会議公開の方法)

第7条 推進会議の公開は、議場の大きさによりあらかじめ傍聴定員を定め、会場に

- 一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。
- 2 傍聴の受付は、原則として開会の20分前から10分前まで、先着順に行い、定員になり次第、終了する。
 - 3 傍聴者には、会議資料を提供するとともに、会議を公正・円滑に運営するため、別紙「傍聴要領」を交付し、会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議開催の周知)

第8条 推進会議を開催するに当たって、事前に開催日時、会議名、議題、開催場所、問い合わせ先(担当課、連絡先、傍聴定員、傍聴手続方法)を、県ホームページに掲載し、県民への周知を図るものとする。

(会議結果の公開)

第9条 推進会議の結果については、懇談会の決定により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合を除き、原則公開とし、会議終了後県ホームページに掲載するものとする。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、千葉県総合企画部政策企画課が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し、必要な事項は総合企画部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別紙

千葉県地方創生総合戦略推進会議傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 推進会議の傍聴を希望される方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、推進会議の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 推進会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 推進会議の開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の座長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、推進会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が推進会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。